

ちよつといつづくしませんか？

Tea Break vol. 3

県保連リスクマネジメント講座



不審者乱入への対策

…ある園の取り組みを紹介しながら



●不審者乱入の悲劇を機に

平成13年6月、大阪府池田市の大阪教育大付属池田小学校に宅間守（当時37歳・死刑執行済）が出刃包丁を持って乱入し、8人の児童を殺害した他、児童13人、教諭2人に重軽傷を負わせた事件は、私たち保育者にも大きな衝撃を与えました。そして、この事件を機に、全国の学校や保育園では、児童の安全確保と、不審者乱入等への具体的な対策が求められることとなりました。

●国や県が求めている取り組み

青森県こどもみらい課から発行されている『保育所事務ハンドブック』（平成19年3月版）では、児童の安全確保の留意点として、①地域のボランティア、保護者、関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となつて児童の安全確保に努めること。②都道府県、市町村と各施設が一体となつて対策を検討することの2つを挙げ、更には、具体的な点検項目として、**日常と緊急時に分けた上で、10項目、約30のチェック内容を提示**しています。（〇〇〇〜〇〇頁）

例えば、日常の安全管理では、「**職員の共通理解と所内体制**」として「来訪者の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか」、「**施設設備面における安全確保**」として「門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか」等が挙げられています。

そして、県・指導監査では、不審者乱入等を想定した避難訓練の実施、緊急時の保護者や関係機関への連絡体制、これらを総合したマニュアルの整備の有無等が重要事項の一つとして問われています。

●「具体策は各園で」が原則？

ところが、このハンドブックに示す項目等は、抽象的な表現が多かったり、または、基本的な水準に終始したりと、正直なところ、お役所らしさが抜けきっていません。例えば、児童の安全確保



の留意点①で

述べているボランティアは、ほとんどの園では活用困難でしょうし、日中家庭外で働く保護者との協力も実質

不可能でしょう。また、同じく②で述べているような都道府県や市町村と各園の一体的な取り組みも、ほとんどできていないように思われます。そういう意味では、どうやら、児童の安全確保や不審者対策は、実際には、各園での自主的な取り組みに任されているものと判断せざるを得なくなります。

●実際の取り組み例

ここまでを踏まえ、筆者の園の取り組みをいくつか紹介していきます。

（1）マニュアルの整備・実践

他園も同様とは思いますが、いくつかの乱入パターンを想定した不審者等へ対応できるようマニュアルを整備しています。マニュアルには、来園者への応対方法（他の職員へ不審者発生を知らせる暗語の使用例、さすまた等の防衛措置を含む）、通報・避難誘導の役割分担、避難方法、訓練の実施方法をまとめています。

（2）来園者の確認・記録

朝夕の保護者等による送迎者や日中園内を出入りする業者等については、**時刻、園児や園との関係、車輛、要件等を職員が確認した後、所定の用紙に記録**しています。保護者が園児を迎えに来る時刻は、安全確保だけでなく口頭での連絡ミス防止す



る意味からも有効です。送迎時に保護者自らが記入している園もあるようですが、やはり、職員が確実に確認後、職員が記録すべきと思われます。

（3）施設内外の防犯設備を強化
園内には8台の防犯監視カメラと3台のダミーカメラを設置し、常時録画している他、園内11箇所に警備会社への非常通報ボタンがあります。また、散歩や園庭遊び時には、ペンダント型の非常通報装置を使用しています。

玄関はオートロック型の「電気錠」で、職員がインターフォンや目視で確認してから開錠しています。その他、園内にはさすまたや撃退スプレー等を用意し、万が一の事態に備えています。

（4）携帯電話メールでの緊急連絡

保護者の就労や個人情報保護の観点から、以前のようにクラスや地域毎での緊急連絡網が活用しにくくなりましたので、現在では、**保護者の携帯電話へメールを一斉配信して緊急連絡**を行なっています。また、園のPCや管理者の携帯電話には、不審者発生事件がある毎に県警から自動でメールが配信されるようにしています。

●責務は「リスクの最小限化」

どんなに対策をしても不審者に狙われたらどうしようもない…という声がよく聞かれますが、幼い命を守るべき私たちは、ぜひ禁句としたいものです。私たちは何分ならこの子たちを守つてあげられるか、何人の命を救えるかを、現実問題として自らにつきつけ、できることすべきことを1つでも多く組織として確実に実践していくことで、万一のリスクを最小限に留めることが可能となるのです。